

○浦安市ひとり親家庭住宅手当支給条例施行規則

昭和52年規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、浦安市ひとり親家庭住宅手当支給条例（昭和52年条例第8号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第1号ア（カ）に規定する規則で定める程度の障がいの状態)

第1条の2 条例第2条第1号ア（カ）に規定する規則で定める程度の障がいの状態は、別表に定めるとおりとする。

(申請)

第2条 条例第4条の規定により受給資格の認定を受けようとする者は、浦安市ひとり親家庭住宅手当交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第2号の書類については、市長が所得の状況を確認することができるときは、その添付を要しない。

- (1) 家賃証明書（別記第2号様式）又は賃貸借契約書（写し）
- (2) 課税証明書（前年の所得（1月から7月までの間に提出する場合には前前年の所得）の額の記載のあるものに限る。）
- (3) 配偶者が前条に規定する程度の障がいの状態にあるときは、当該事実を明らかにすることのできる医師の診断書
- (4) 次のいずれかに該当することによつて請求する場合には、その事実を明らかにすることができる書類
 - ア 配偶者の生死が明らかでないこと。
 - イ 配偶者から引き続き1年以上遺棄されていること。
 - ウ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令の申立てを行い、現に配偶者に当該命令が発せられたこと。
 - エ 配偶者が引き続き1年以上拘禁されていること。

(受給資格者)

第2条の2 条例第3条第2項の規定による住宅手当を支給することが適当で

ないと認める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

(1) 次に掲げる場合に依じ、次に定めるとき。

ア 受給資格者に所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）がない場合 当該受給資格者の前年の所得（1月から7月までの月分の住宅手当については、前前年の所得とする。以下同じ。）が1,920,000円を超えるとき。

イ 受給資格者に扶養親族等がある場合 当該受給資格者の前年の所得が1,920,000円に当該扶養親族等1人につき380,000円を加算した額を超えるとき。

(2) 当該住宅に係る賃貸借契約を3親等内の親族又は配偶者であつた者と締結している場合

(3) その他市長が適当でないと認める場合
(認定)

第3条 市長は、第2条の規定による申請を受けたときは、必要な調査を行い、浦安市ひとり親家庭住宅手当支給台帳（別記第3号様式）に登載するものとする。

(通知)

第4条 市長は、条例第4条の規定による認定をし、又はしない決定をしたときは、その旨を浦安市ひとり親家庭住宅手当支給決定通知書（別記第4号様式）により当該認定に係る申請者に通知するものとする。

(失権届)

第5条 住宅手当を受けている者（以下「受給者」という。）は、条例第5条に規定する事由が発生したときは、浦安市ひとり親家庭住宅手当資格喪失届（別記第5号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

(手当額の改定の届出)

第6条 受給者は、条例第7条の規定による手当の額の改定を行うべき事由が生じたときは、浦安市ひとり親家庭住宅手当額改定届（別記第6号様式）に家賃証明書又は賃貸借契約書（写し）を添えて速やかに市長に提出しなければならない。ただし、当該手当の額の改定が住所の変更に伴うものであつて、既に第8条の規定による届出をしている場合は、家賃証明書又は賃貸借契約

書（写し）を添付することを要しない。

（氏名変更届）

第7条 受給者は、氏名を変更したときは、14日以内に浦安市ひとり親家庭住宅手当受給者氏名変更届（別記第7号様式）に戸籍抄本を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市内に本籍を有する者については、戸籍抄本を添付することを要しない。

（住所変更の届出）

第8条 受給者は、住所の変更をしたときは、14日以内に浦安市ひとり親家庭住宅手当受給者住所変更届（別記第8号様式）に家賃証明書又は賃貸借契約書（写し）を添えて市長に提出しなければならない。ただし、当該住所の変更に伴って、既に第6条の規定による届出をしている場合は、家賃証明書又は賃貸借契約書（写し）を添付することを要しない。

（賃貸借契約更新の届出）

第9条 受給者は、当該住宅に係る賃貸借契約を更新したときは、浦安市ひとり親家庭住宅手当賃貸借契約更新届（別記第9号様式）に家賃証明書又は賃貸借契約書（写し）を添えて市長に提出しなければならない。

（現況届）

第10条 受給者は、毎年8月1日から8月末日までに、その年の8月1日における状況を浦安市ひとり親家庭住宅手当現況届（別記第10号様式）に家賃証明書又は賃貸借契約書（写し）及び課税証明書を添えて市長に届け出なければならない。ただし、市長が所得の状況を確認することができるときは、課税証明書の添付を要しない。

（支給差止通知書）

第11条 市長は、条例第9条の規定により住宅手当の支給をしないときは、その旨を浦安市ひとり親家庭住宅手当支給差止通知書（別記第11号様式）により当該受給資格者に通知するものとする。

第12条 この規則に定めるもののほか、ひとり親家庭住宅手当の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月20日規則第46号）

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月7日規則第5号）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年8月16日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年3月31日規則第10号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成10年10月9日規則第39号）

（施行期日）

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の浦安市母子家庭住宅手当支給条例施行規則の規定により住宅手当の支給を受けている者に係る住宅手当の支給については、平成11年7月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月1日規則第8号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月17日規則第9号）

この規則は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年10月31日規則第66号）

この規則中第1条の規定は平成25年11月1日から、第2条の規定は平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成27年2月20日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第1条の2）

- (1) 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- (2) 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- (3) 両上肢の機能に著しい障がいをもつもの
- (4) 両上肢の全ての指を欠くもの
- (5) 両上肢の全ての指の機能に著しい障がいをもつもの
- (6) 両下肢の機能に著しい障がいをもつもの
- (7) 両下肢を足関節以上で欠くもの
- (8) 体幹の機能に座つていない程度又は立ち上がることができない程度の障がいをもつもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障がいをもつもの
- (10) 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障がいをもつもの
- (11) 傷病が治らないので、身体の機能又は精神に労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障がいをもつものであつて、当該障がいの原因となつた傷病につき初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定したものとする。